

岡崎市告示第49号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項及び第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）について、次のとおり指定及び解除をする。

令和8年2月25日

岡崎市長 内 田 康 宏

1 指定

(1) 指定する形質変更時要届出区域

岡崎市合歓木町字平池2番、3番、4番、5番、6番、7番、8番、94番、95番、201番、308番以上の地番の一部

(2) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(3) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

2 解除

(1) 解除する形質変更時要届出区域

岡崎市合歓木町字平池5番、6番、7番、8番、9番、10番、91番1、92番、93番1、94番、201番、202番1、206番、207番以上の地番の一部

(2) 規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにほう素及びその化合物

(3) 規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

(4) 指定を解除する形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤調査により基準適合